

監 第 5 2 号  
令和 4 年 8 月 1 9 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市監査委員 勝 山 信  
同 井戸川 員 三  
同 岡 田 哲 明

令和 3 年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 4 年 6 月 2 9 日付け財第 4 0 号をもって審査に付された令和 3 年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

令和3年度

四街道市 一般会計 特別会計 歳入歳出決算  
審査意見書

四街道市監査委員

# 目 次

## 令和3年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1	審査の対象	1
第2	実施場所	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の方法	1
第5	審査の結果	1
第6	審査意見	2
1	総括意見	
(1)	一般会計について	2
(2)	特別会計について	2
(3)	普通会計について	3
2	個別意見	
(1)	歳入の確保について	8
(2)	時間外勤務の縮減について	13
(3)	補助金の交付について	13
(4)	契約の事務について	13

### 数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

# 令和3年度四街道市一般会計・特別会計

## 歳入歳出決算審査意見

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

### 第1 審査の対象

令和3年度四街道市一般会計歳入歳出決算

令和3年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和3年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書

令和3年度四街道市一般会計・特別会計実質収支に関する調書

令和3年度四街道市財産に関する調書

### 第2 実施場所

監査委員室

### 第3 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年7月27日まで

### 第4 審査の方法

審査にあたっては、決算書及び調書に基づいて計数の正否及び予算執行の適否、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、関係諸帳簿、証拠書類を照合するとともに、事前に提示した質問書の回答書をもとに関係職員から説明を聴取した。また、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして審査を実施した。

### 第5 審査の結果

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）は、関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は証書類と符合し、適正であると認められ、予算の執行状況については適正であると認められた。

## 第6 審査意見

### 1 総括意見

#### (1) 一般会計について

令和3年度における一般会計決算額は、歳入 36,610,452 千円、歳出 34,302,156 千円で、前年度に比較して歳入 9.1%減少、歳出 11.2%減少の決算規模となり、予算現額 38,186,432 千円に対し歳入 95.9%、歳出 89.8%の執行となっている。

<一般会計における歳入歳出決算額等の推移> (単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
令和元年度	29,039,920	28,176,744	97.0	26,755,264	92.1
令和2年度	41,316,702	40,271,638	97.5	38,630,195	93.5
令和3年度	38,186,432	36,610,452	95.9	34,302,156	89.8

#### (2) 特別会計について

3つの特別会計決算額の合計は、歳入 17,259,159 千円、歳出 16,736,373 千円で、前年度に比較して歳入 4.3%増加、歳出 4.5%増加の決算規模となり、予算現額 17,490,314 千円に対し歳入 98.7%、歳出 95.7%の執行となっている。

<特別会計における歳入歳出決算額等の推移> (単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
令和元年度	16,736,630	16,618,862	99.3	16,258,479	97.1
令和2年度	16,933,135	16,548,085	97.7	16,009,076	94.5
令和3年度	17,490,314	17,259,159	98.7	16,736,373	95.7

### (3) 普通会計について

地方公共団体の財政状況の把握、分析比較などに用いられる財政統計上の会計である普通会計からみると、実質収支は 1,914,530 千円の黒字、単年度収支は 642,201 千円の黒字、実質単年度収支は 1,679,859 千円の黒字となっている。

<普通会計における決算収支の推移>

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入決算額 (A)	28,151,729	40,255,768	36,595,663
歳出決算額 (B)	26,730,249	38,614,325	34,287,367
形式収支 (A)-(B)=(C)	1,421,480	1,641,443	2,308,296
翌年度繰越財源 (D)	232,677	369,114	393,766
実質収支 (C)-(D)=(E)	1,188,803	1,272,329	1,914,530
単年度収支 (F)	246,848	83,526	642,201
積立金 (G)	480,000	600,000	1,037,658
繰上償還金 (H)	—	—	—
積立金取崩額 (I)	678,818	451,097	—
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)=(J)	48,030	232,429	1,679,859

歳入において一般財源 19,701,804 千円とその他財源 16,893,859 千円を前年度と比較すると、一般財源では、地方消費税交付金 185,276 千円、地方交付税 1,024,728 千円、市債（うち臨時財政対策債）671,200 千円などの増額により、全体で 1,952,403 千円、11.0%の増額となっている。一方のその他財源では、国庫支出金 6,006,795 千円、繰入金 385,094 千円の減額により、全体で 5,612,508 千円、24.9%の減額となっている。

歳出においては、経常的経費 29,679,892 千円、投資的経費 2,475,884 千円、その他の経費 2,131,591 千円で、構成比を前年度と比較すると経常的経費が 4.8 ポイント減、投資的経費が 1.4 ポイント増、その他の経費が 3.4 ポイント増となっている。

<普通会計における一般財源の推移>

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般財源比率	61.8	44.1	53.8
一般財源計	17,393,595	17,749,401	19,701,804
市税	11,530,072	11,733,507	11,630,310
地方譲与税	210,868	212,598	216,834
利子割交付金	9,994	10,863	9,153
配当割交付金	69,673	65,046	94,692
株式等譲渡所得割交付金	45,916	79,189	119,574
地方消費税交付金	1,442,500	1,785,140	1,970,416
ゴルフ場利用税交付金	11,195	18,049	21,112
自動車取得税交付金	43,706	6	—
自動車税環境性能割交付金	12,771	26,030	27,536
法人事業税交付金	—	38,629	88,012
地方特例交付金等	254,376	141,361	189,708
地方交付税	2,653,522	2,624,364	3,649,092
交通安全対策特別交付金	10,302	11,119	10,665
市債（うち臨時財政対策債）	1,098,700	1,003,500	1,674,700

<普通会計におけるその他財源の推移>

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
その他財源比率	38.2	55.9	46.2
その他財源計	10,758,134	22,506,367	16,893,859
分担金・負担金	361,578	255,564	303,616
使用料	297,968	236,125	243,076
手数料	281,784	347,820	406,435
国庫支出金	4,535,826	16,011,468	10,004,673
県支出金	2,117,491	2,325,520	2,389,554
財産収入	27,885	11,979	56,143
寄附金	10,477	19,037	26,184
繰入金	776,305	484,310	99,216
繰越金	1,033,264	1,421,480	1,641,443
諸収入	754,956	574,847	747,019
市債（臨時財政対策債を除く）	560,600	818,217	976,500

<普通会計における性質別経費の推移>

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常的経費計	24,503,857	35,283,629	29,679,892
人件費	4,802,558	4,961,920	4,947,699
扶助費	8,203,228	8,785,688	11,477,581
公債費	2,241,240	2,104,602	2,129,423
物件費	5,036,355	5,242,335	6,396,959
維持補修費	453,896	484,977	485,056
補助費等	1,288,906	11,062,309	1,538,151
経常的貸付金等	105,335	96,408	50,000
経常的繰出金	2,372,339	2,545,390	2,655,023
投資的経費計	1,679,703	2,242,826	2,475,884
普通建設事業費	1,638,195	2,214,424	2,475,884
災害復旧事業費	41,508	28,402	—
その他の経費計	546,689	1,087,870	2,131,591
積立金	483,431	1,037,360	2,038,042
投資及び出資金貸付金	10,276	543	51,739
繰出金（経常的繰出金除く）	52,982	49,967	41,810
歳出合計	26,730,249	38,614,325	34,287,367

今年度の財政力指数は、0.79 で、そのほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 83.5%、公債費の元利償還額の負担状況を示す指標である公債費負担比率は 9.6%、公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は 1.8%となっている。

<普通会計における財政指標の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
財政力指数	0.81	0.82	0.79
経常収支比率 (%)	95.5	93.1	83.5
公債費負担比率 (%)	11.5	10.2	9.6
実質公債費比率 (%)	2.9	2.4	1.8

以上のとおり、今年度の決算状況は、歳入において、地方消費税交付金、地方交付税、市債（うち臨時財政対策債）を中心に一般財源が全体的に増加し、その他財源である国庫支出金、繰入金の減少により、一般財源比率は増加した。歳出においては扶助費、物件費は増加したものの、補助費等の大幅な減少から経常的経費は減少した。

財政指標では、経常収支比率はおよそ 10 ポイント改善されたものの、硬直化した財政構造について引き続き取り組む必要がある。

このため、今後も市税等一般財源の確保に努めるとともに、特定財源の有効活用を図るなど、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、市民サービスの向上のため最少の経費で最大の効果をあげるよう適正で効果的かつ健全で安定した財政運営に努められたい。

## 2 個別意見

### (1) 歳入の確保について

一般会計での収入未済額は、644,987千円で、前年度と比較して0.2%の減少、不納欠損額は、41,507千円で64.0%の減少、特別会計での収入未済額は、821,686千円で、前年度と比較して9.3%の減少、不納欠損額は、86,825千円で19.1%の増加となっている。

収入未済額は依然として多額な状況になっており、徴収対策は重要な課題であるので、特に滞納者に対しては、個々の実情に即した厳正かつ的確な滞納整理を行うなど、収入未済額の縮減を図り収入確保に努められたい。

不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されているものと認められたが、負担の公平及び歳入の確保の面で影響が大きいことから、不納欠損処分に至るまでに更なる徴収努力をするとともに、不納欠損処分は今後も厳正に処理されたい。

<一般会計及び特別会計決算額における収入未済額等の推移> (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 一般会計			
収入未済額	756,865	646,259	644,987
不納欠損額	86,814	115,239	41,507
② 特別会計			
収入未済額	973,897	906,268	821,686
不納欠損額	63,936	72,901	86,825
③ 全会計合計			
収入未済額	1,730,762	1,552,527	1,466,673
不納欠損額	150,750	188,140	128,332

## 【一般会計について】

### ① 市税について

徴収率は 95.5%で前年度と比較して 0.9 ポイント増加し、収入未済額 512,705 千円は、前年度と比較して 8.1%、45,003 千円減少している。不納欠損額については 39,444 千円で 65.8%減少している。

市税は、歳入の根幹をなす重要な自主財源であり、税負担の公平性の観点からも積極的な滞納整理に取り組むことはもとより、新規滞納者に対しては、早期に接触を図り適切な納付指導を行うなど、様々な徴収対策により徴収率の向上に努めるとともに、市民の納税意識の向上にも一層努力されたい。

<市税における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比	令和3年度	対前年度比
歳入予算額	11,222,000	101.53	11,304,500	100.74	11,274,067	99.73
調定額	12,232,340	101.58	12,406,387	101.42	12,182,459	98.20
収入済額	(3,395) 11,530,072	101.63	(4,068) 11,733,508	101.76	(3,504) 11,630,310	99.12
不納欠損額	32,792	116.32	115,172	351.22	39,444	34.25
収入未済額	669,477	100.14	557,708	83.31	512,705	91.93
徴収率	94.3		94.6		95.5	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ② 保育所等の保護者負担金について

収入未済額 2,481 千円は、前年度と比較して 42.1%減少している。徴収率は 99.0%で前年度と比較して 0.7 ポイント増加している。不納欠損額については 431 千円で 1439.3%の増加となっている。受益者負担の公平と財源の確保の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

<保護者負担金における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比	令和3年度	対前年度比
歳入予算額	392,286	87.50	264,057	67.31	298,816	113.16
調定額	393,435	86.51	254,758	64.75	287,130	112.71
収入済額	387,258	86.71	250,444	64.67	284,217	113.49
不納欠損額	984	86.77	28	2.85	431	1539.29
収入未済額	5,193	74.03	4,286	82.53	2,481	57.89
徴収率	98.4		98.3		99.0	

### ③ 市営住宅使用料について

収入未済額 7,428 千円は、前年度と比較して 19.2%増加している。使用料は受益者負担が原則であり、公平性の観点からも、引き続き定期的な滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導等、更なる徴収の強化に努められたい。

＜市営住宅使用料における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比	令和3年度	対前年度比
歳入予算額	47,793	101.18	50,772	106.23	49,491	97.48
調定額	106,302	203.74	58,061	54.62	57,511	99.05
収入済額	48,651	101.00	51,828	106.53	50,083	96.63
不納欠損額	52,453	皆増	—	皆減	—	—
収入未済額	5,198	129.69	6,233	119.91	7,428	119.17
徴収率	45.8		89.3		87.1	

### ④ 学校給食費について

収入未済額 21,210 千円は、前年度と比較して 19.1%増加している。徴収率は 95.3%で前年度と比較して 0.4 ポイント増加している。財源の確保と公平性の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

＜学校給食費における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比	令和3年度	対前年度比
歳入予算額	421,459	99.09	339,388	80.53	427,029	125.82
調定額	399,732	91.18	351,427	87.92	448,588	127.65
収入済額	381,893	90.58	333,616	87.36	427,379	128.11
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	17,839	106.13	17,811	99.84	21,210	119.08
徴収率	95.5		94.9		95.3	

## 【特別会計について】

### ① 国民健康保険特別会計

国民健康保険税については、収入未済額 789,329 千円で、前年度と比較して 9.6%の減少、不納欠損額については 77,871 千円で前年度と比較して 23.1%増加し、徴収率は 69.8%で前年度と比較して 1.3 ポイント増加している。今後も滞納整理及び電話催告等により、更なる徴収対策に取り組み、国民健康保険財政の健全化と保険税負担の公平適正化に努められたい。

＜国民健康保険税における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比	令和3年度	対前年度比
歳入予算額	1,960,270	98.10	1,994,460	101.74	1,927,890	96.66
調定額	2,970,594	96.47	2,968,038	99.91	2,872,614	96.78
収入済額	(815) 1,975,029	97.91	(1,577) 2,032,012	102.89	(1,393) 2,005,414	98.69
不納欠損額	55,878	62.55	63,233	113.16	77,871	123.15
収入未済額	939,687	96.59	872,794	92.88	789,329	90.44
徴収率	66.5		68.5		69.8	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ② 介護保険特別会計

介護保険料については、収入未済額 22,422 千円で、前年度と比較して 6.7%の減少、不納欠損額については 8,222 千円で前年度と比較して 10.4%減少している。今後も滞納整理及び電話催告等の徴収対策に取り組み、収入未済額及び不納欠損額の縮減による財源確保に努められたい。

＜介護保険料における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比	令和3年度	対前年度比
歳入予算額	1,586,667	101.29	1,579,006	99.52	1,582,254	100.21
調定額	1,646,696	99.48	1,625,989	98.74	1,619,969	99.63
収入済額	(917) 1,611,340	99.43	(932) 1,592,767	98.85	(908) 1,589,325	99.78
不納欠損額	7,269	100.00	9,178	126.26	8,222	89.58
収入未済額	28,087	102.77	24,043	85.60	22,422	93.26
徴収率	97.9		98.0		98.1	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ③ 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されているが、保険料については、収入未済額 5,313 千円で、前年度と比較して 7.3%増加している。今後も滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導により、収入未済額の縮減に努められたい。

<後期高齢者医療保険料における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比	令和3年度	対前年度比
歳入予算額	1,203,265	112.98	1,297,496	107.83	1,321,870	101.88
調定額	1,166,179	106.06	1,278,808	109.66	1,304,590	102.02
収入済額	(794) 1,159,821	106.04	(1,425) 1,273,375	109.79	(1,189) 1,298,566	101.98
不納欠損額	656	115.29	483	73.63	712	147.41
収入未済額	5,702	108.94	4,951	86.83	5,313	107.31
徴収率	99.5		99.6		99.5	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

## (2) 時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・バランスや経費節減の観点から各種取組みを実施している。

国家公務員及び千葉県職員の制度改正に準じ、「四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(平成7年条例第13号)が改正され、職員の時間外勤務に上限が設定された。全所属より時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、特定の職員への時間外勤務の偏りが改善されたことなど一定の努力は認められるが、総務部長通知(令和3年4月1日付け人号外「時間外勤務の縮減等について(通知)」)の上限を超えているケースが見受けられた。

各所属長は、時間外勤務縮減の趣旨や厳しい財政状況を踏まえ、引き続き時間外勤務の確実な縮減への取組みを一層進め、計画的・効率的な業務推進に努められたい。

## (3) 補助金の交付について

補助金は、補助の趣旨・目的を十分勘案し、公益上必要がある場合において交付することができるものである。

今後も、「補助金等交付に関する基準」に基づき、補助効果や必要性を検証し、絶えず見直しを行うとともに、公益性・有効性・公平性などの観点から、補助金交付の一層の適正化・整理合理化に努められたい。

## (4) 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。